

平成30年度北海道男女平等参画審議会

第1回専門部会議事録

日時 平成30年7月11日（水） 9：50～11：50

場所 北海道庁本庁舎 塔屋 環境生活部1号会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 説明事項

ア 配偶者暴力防止に関する北海道の主な取組

イ 北海道立女性相談援助センターの概要及び相談・一時保護の状況

(2) 審議事項

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画（仮称）の検討

3 閉 会

1 開 会

○津島女性支援室主幹 それでは、皆さんがお揃いになりましたので、ただいまから平成30年度北海道男女平等参画審議会第1回専門部会を開催します。

開催に当たりまして、女性支援室長の廣畑よりご挨拶を申し上げます。

○廣畑女性支援室長 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成25年度に策定した現在の第3次北海道配偶者暴力防止等に関する基本計画については、今年度が最終年度ということで、平成31年度以降の第4次基本計画を策定するに当たり、北海道男女平等参画審議会から答申していただくことになっています。

この専門部会では、7月から9月の短い期間ですが、2回開催し、委員の皆様には、審議会で答申いただく計画の素案について、忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいいたします。

○津島女性支援室主幹 本日の委員の出席状況ですが、佐藤委員が所用により、欠席のため、5名の委員のうち4名の出席となっています。

また、本日は、道立女性相談援助センターから美藤所長と小牧主査にもご出席いただいていますので、ご紹介いたします。

○美藤女性相談援助センター所長 女性相談援助センター所長の美藤と申します。委員の皆様には、日ごろから、当センターの運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○小牧女性相談援助センター主査 女性相談援助センターで連絡調整事務を担当しています小牧と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○津島主幹 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に次第、出席者名簿、配席図、資料1、資料2、追加資料として第3次北海道男女平等参画基本計画の表紙をコピーしたのがあります。それから、資料5の新旧対照表があります。こちらは、事前にA4判でお送りしていましたが、見にくいということで、A3判のものをご用意させていただきました。その他、事前に送付しました資料として4と6があるのですが、本日お持ちでない方はおりますか。不備等がありましたら、進行の中で申し出いただければと思います。

2 議 事

○津島主幹 それでは、議事に入らせていただきます。これからの議事の進行は、山崎部会長にお願いしたいので、よろしくお願いいいたします。

○山崎部会長 山崎でございます。今回を含めて2回の会議で答申まで進めていく予定となっています。密度の高い議論を深めていければと思っています。それでは、議事に入らせていただきます。

まず、次第3の議題(1)説明事項のア「配偶者暴力防止に関する北海道の主な取組」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 女性支援室の松本です。よろしくお願いいいたします。資料1に基づき説明します。

平成14年の法完全施行から、道が行ったDV防止に関する主な取組について、相談、一時保護、自立支援、機関連携・研修、普及啓発という分野別に整理しています。上から順番に説明します。

まず、「相談」です。配偶者暴力相談支援センターについては、道では道立女性相談援助センター、本庁道民生活課、各振興局の16か所設置しています。なお、振興局には、相談に対応する男女平等参画推進員を配置しています。それから、法施行前から活動していた民間シェルターの活動を支援するため、DV相談業務に対して財政支援を行っています。女性相談援助センターの相談時間については、平成27年度に拡充し、平日の夜間と土日・祝日も対応するようになりました。平成27年度には、男性専用電話を開設し、男性相談を実施しています。対応マニュアルの作成ですが、2つの目的をもって作成しています。1つ目は、職務関係者向けの対応マニュアルで、平成14年度に作成し、さらに、平成22年度には相談と自立支援に関するハンドブックを作っています。2つ目は、早期発見と対応の仕方を目的に、医療関係者や民生委員・児童委員、人権擁護委員に向けたマニュアルをそれぞれ作成しています。

被害者の「一時保護」と「自立支援」の取組については、後ほど女性相談援助センターから説明がありますので、省略させていただきます。なお、自立支援の2つ目に掲げている民間シェルターへの活動支援については、民間シェルターが行うDV被害者等に対する付き添いや心のケア、就業といった自立支援活動に対して財政支援を実施しているということです。

「機関連携」についてです。関係機関連絡会議を道と各振興局に設置し、毎年必ず1回開催しています。それから、市町村がDV施策を体系的に、着実に取り組んでいただけるように、市町村が基本計画を策定する際の参考となる「ひな形」を作成し、これを配付しています。

「研修」については、全道セミナーの実施、婦人相談員や配偶者暴力相談支援センター職員を対象とした研修、民間シェルターの活動をサポートする人や職務関係者を対象とした研修を民間シェルター所在地で実施しています。

「普及啓発」については、毎年、リーフレットや啓発カードを配付して、いろいろな窓口に送っています。また、パネル展なども行っています。最後に、若年層に対する予防啓発では、平成22年度にデートDVの予防リーフレットを作成し、道内の高校など全生徒に配付しています。また、道内の学校に赴き、DV出前講座を実施するとともに、教員向けのDV予防教育に関する指導の手引を教育庁などと連携して作成しています。

説明は以上です。

○山崎部会長 ただいまの北海道の主な取組について、事務局から説明がありましたが、何かご質問などありますか。

○竹内委員 デートDV出前講座については、平成23年度から24年度までと書かれていますが、それ以降は行っていないのですか。

○事務局 道が旅費や謝金など出しての実施は、行っていません。

○竹内委員 道から市町村に学校などに訪問してくださいという動きはあるのですか。というのは、旭川市では、工業高校などに呼ばれて行っているのですが、そういう形は、道ではなくて、各市町村が独自に行っているという理解でよろしいのですか。

○事務局 道からは行うようにと行っていません。各市町村独自の動きもあるということです。

○竹内委員 分かりました。

○山崎部会長 デートDV出前講座は平成23年度と平成24年度の2年間でしたね。

○事務局 住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、民間シェルターの方々に全道くまなく訪問していただいています。その2か年だったかと思います。

○山崎部会長 そうですね。私たちも派遣されて行きまして、とてもニーズが高いと思っています。

札幌市では出前講座を続けていて、札幌市内の高校に毎年講師を派遣し、数もどんどん増えてきており、今は中学校からもオファーが来ている状況です。先生方がいろいろ大変な中で、外部の人が来て、子どもたちにお話ししていただくことを学校現場ではすごく求めていると感じています。ですから、予算の関係等があるかと思いますが、出前講座を復活していただきたいと思っています。

それから、出前講座ができないから、道の教育委員会などと連携し、指導の手引というものを作って配付し、先生方に指導をお願いしていると思うのですが、実際にそれを使って教育現場で啓発活動が実施されているかどうか、教育庁から報告があるのか気になるところです。出前講座が終わり、先生方が何も行ってないのであれば、何か他の手を考えなければいけないのかと思うのですが、いかがですか。

○津島主幹 学校等でのDV教育の関係ですが、実際に手引が活用されているのか、あるいは、学校でDVの教育が行われているのかについては、教育の方から報告をもらうシステムにしています。私どもの方で、昨年3月に、道立高校等で、DV教育を行っているか、手引等を活用しているかといったアンケート調査を行っています。

資料が手元にないので、細かい数字は説明できませんが、特別支援学校では、生徒の状況などから、DVの予防教育についてはなかなか取り組めないようです。しかし、その他の高校では、程度の差はありますが、DVの予防教育はある程度行われている状況です。

ただ、教育する側の理解促進を図る必要もありますので、引き続き、手引の活用、場合によっては、手引の見直しなども検討していきたいと思っています。

○山崎部会長 分かりました。ありがとうございます。他にご質問やご意見はありますか。

○酒井委員 同じような趣旨になってしまうのですが、取組がどのように生かされているのか、分からない部分が多くあります。例えば、DV被害者の対応マニュアルをどういうところに配付しているのか、教えていただきたいと思っています。

○事務局 実際に支援している方々に配付しています。具体的には、市町村には必ず1冊を送っています。それから、民間シェルターはもとより、全部ではないのですが、民生委員・児童委員とか、人権擁護委員にもお配りしています。

○酒井委員 分かりました。今度、見せていただきたいと思っています。それから、男性被害者を一時保護するところの1か所とは、どこにあり、どういう経路で行われているのですか。

○津島主幹 場所は明らかにできませんので、これからの説明の内容によっては、秘守部分は議事録から削除するようにしますので、ご理解願います。

○酒井委員 場所を教えたらだめですからね。

○小牧主査 一時保護施設の所在地については、非公開としています。

○酒井委員 どういうルートで、どこに相談したら委託先に導いてくれるのかと思ったのです。

○酒井委員 勉強になりました。

○広瀬会長 いろいろなマニュアルを配付されたりして活動されていることはよく見えますが、実際に被害に遭った人が、どういう形でどこに通報したらいいのかを、一般の方々にどうやって周知されているのでしょうか。

○事務局 DVの啓発カードを作り、それをコンビニ店舗とか、リクエストに応じて医療機関などにお配りするなどできるだけ多くの方の目に触れていただくことを心がけています。

○広瀬会長 つまり、小さなカードみたいなものを、私もコンビニで見るとはありますが、そういう形で目につくところに置くということですか。

○事務局 そうです。

○広瀬会長 実際にそういうものを見て、相談の電話をかけるということはあるのですか。

○美藤所長 そういう方もいると思います。相談窓口は増えています。先ほどの説明にあったように、例えば、道だけでも配偶者暴力相談支援センターが16か所ありますし、婦人相談員を窓口に出している市もあります。また、電話相談でいえば、法務局とか、行政書士会、司法書士会などにも窓口が置かれているところがあります。民間にも民間シェルターなどがあります。チャンネルはたくさんあるということです。また、新聞などマスコミにも女性相談の窓口を広報いただいていますし、道や各市のホームページ等にも掲載されています。警察でも窓口はもとより周知が行われています。そういうところから状況を聞いて、必要な情報が提供され、緊急の場合であれば、保護という流れになります。従って、相談窓口が増えており、いずれかの窓口にご相談いただき、必要に応じた対応をとるようにしています。

○山崎部会長 近くの役所のどこでもいいのです。私ども民間シェルターでは、市町村の戸籍住民課から民間シェルターにつながったケースもあるのです。もちろん警察もありますが、助けてと言いにいけば、その窓口がDVセンターにつないでくれるケースが結構多いと思います。それからインターネットも最近が多いと思います。

○広瀬会長 そうですね。

○山崎部会長 他にございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、次に、説明事項のイ「北海道立女性相談援助センターの概要及び相談・一時保護」について、美藤所長からご説明をお願いします。

○美藤所長 女性相談援助センターについて簡単にご説明をさせていただきます。お手元に3枚物の資料2をご用意させていただいています。そのうちの2枚は、当センターの概要を簡単に書いたものであり、もう1枚は、先ほどあった道の取組のうち平成22年度作成の相談・被害者自立支援ハンドブックの中から抜粋したものをお付けしています。ご存じの委員もおられるかと思いますが、基本的な事項、沿革、組織、昨今の相談や一時保護の状況などを説明させていただきます。

まず、1「所在地」は、西区西野です。以前は畑の中に1軒という形でしたが、最近マンションや住宅等が隣接して建ってきて、住宅地の中に小高い塀に囲まれて、ひっそりとした形になって

います。当センターは、一言で言うと、女性の抱えるさまざまな課題等の相談に応じて、関係機関と連携を図りながら、自立をサポートするところです。今は、相談と一時保護がメインの仕事です。

2「設置」についてですが、根拠法令などを記載しており、(1)～(3)を簡単に説明します。

もともとは、昭和31年に公布された売春防止法に基づく婦人相談所として、要保護女子の更生保護施設として、昭和32年に法律により全国の各都道府県に設置された施設です。

北海道立女性相談援助センター条例が平成7年7月に公布されて、福祉の増進を図る目的で、センターという名称で再編されました。

平成14年にDV防止法が全面的に施行され、その4月からこの法律に基づき、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有することになり、条例もあわせて改正されています。

少し重複しますが、3の「沿革」について、(1)～(6)を説明します。

昭和32年に婦人相談所が、南4条西10丁目、薄野の外れに置かれました。

昭和33年に売春のおそれのある方などに長期に入っただき、生活の訓練とか職業生活に向けた基礎的な学習をしていただく目的で、手稲向静学園という名称で婦人保護施設を現在のセンターがある西野に設置しました。

昭和56年に婦人相談所を西野の施設と併設し、平成7年に条例でセンターとなりました。

平成14年から配偶者暴力相談支援センターの機能を持っています。

定員は一時保護が15名、婦人保護施設が10名となっています。ここ数年、比較的長期入所となる婦人保護施設、3階の自立援助部門がこれにあたりますが、こちらに入所する方は少なくなっています。これは、売春が原因で入所する方がほとんどいない状況もあるかと思われます。ちなみに平成28年度は2名、平成29年度は1名、今年度も2名という状況です。

続いて、4「施設の概要」です。当センターは3階建てになっていて、2階が一時保護部門、3階が自立援助部門です。セキュリティー設備については、監視カメラで常時録画し、侵入者があった場合、警報音が鳴り、警備会社へ通報される体制を有しています。

なお、一時保護業務を当センターの施設内で行っていることは、世間に積極的には言っていません。関係者は当然存じていますが、安全確保の面から秘匿の場所にしています。ホームページにも一時保護という言葉は使っていません。マスコミ等の取材も、施設の全景を映像や写真で撮ることはお断りしています。入所者の安全確保を第一に考えて対応しているということです。

続きまして、2ページをご覧ください。5「組織・主な業務」です。道の一般職員は17名になっています。その他、月に一度、法律相談や健康相談などを行っているため、弁護士、医者等も非常勤職員として任用しています。組織は、平成29年度に相談課と判定支援課が統合され、現在は総務課と相談支援課の2課の体制になっています。

課・系の業務についてご説明をさせていただきます。

総務課総務係では管理業務を行います。

相談支援課相談係では、主に一時保護の入所依頼の対応や、入所者の自立支援、入所期間中の安全確保、法律の相談、生活・経済支援等を関係機関と調整を図りながら進める業務を行っています。また、必要に応じて退所後の支援も一部実施しています。それから、非常勤の婦人相談員を4名配置していて、主に電話の相談、来所相談を対応しています。

相談支援課支援係は一時保護・自立支援部門の入所者の生活指導、健康管理等を所管しています。また、看護師や保育士がいて、嘱託医と連携しながら健康相談、同伴されるお子さんの学習ボランティアを依頼するほか、職員が学習指導を行っています。それから退所された方のアフターケアです。傷病のある方の受診同行、知的障がいをお持ちの方で手帳を取得される際の判定機関への同行といった支援を行っています。

主査（判定）は、心理判定を担当し、入所者の希望により自立のための心理学的判定とか、機能障がいの有無、作業能力の把握、職能的な判定などを行っています。その他、カウンセリング、DVについて学んでいただく学習会、リラクゼーションなどを所管しています。

それから、主査（調整）は、私の隣の小牧主査が担当していて、当所が一時保護を委託している民間シェルターや母子生活支援施設などとの連絡調整の業務、研修会や啓発、統計業務などを行っています。DV案件については、全道は広く、当センターだけで対応が難しいことから、民間シェルターなどに委託しています。委託している民間シェルターなどは4ページをご覧ください。山崎部会長の女のスペース・おんを初め、道内8か所の民間シェルター、母子生活支援施設や救護施設の計12か所に委託しています。

非常勤職員については、医者、保育士、婦人相談員、弁護士がいます。その他、入所施設は24時間体制ですので、夜間、休日に入所者をサポートしたり、外部からの入所依頼の窓口を担う保護指導員が9名います。特に、保護指導員については、心理的に不安定な入所者が多いことから、養護学校の校長や教諭、民間でカウンセリングしていた方といった経験者を任用し、365日、24時間体制で運営しています。

続いて、Ⅱ「相談及び一時保護の状況」についてお話しします。

まず、1「相談の状況」です。来所と電話による相談は、平日は「9時から5時まで」です。また、「平日の夜間5時30分から20時まで」と「土日・休日9時から5時まで」にもDVに関する相談にのみ対応しています。

相談件数は平成17年度に5,000件ほどでしたが、その後は4,000件台で推移しています。このうち4割弱がDVに関する相談になっています。全道的には、相談窓口が増えていて、婦人相談所の相談件数は横ばいの一方で、警察への相談は増加しています。

続いて、2「一時保護の状況」です。緊急時における安全確保のため行った平成29年度、平成28年度の一時保護件（人）数を示しています。DV以外にもストーカー被害とか、親族からの暴力、親族間の不調や生活困窮などによって居住先がない方の緊急一時保護も行っています。

平成29年度については、当センターの入所者は124名、同伴されたお子さんなどは96名です。124名のうち9割近くの81名がDVで入所となっています。また、一時保護委託により民間シェルター等の入所分は138名、同伴されたお子さんなどが152名で、合わせて290名となっています。

当センターと民間シェルター等を合わせたDVによる入所は、81名と138名で合わせた219名になります。平成28年度、平成27年度に比べると、少なくなっています。

3ページです。一時保護人員を時系列でみると、直近では平成26年度以降、減少しています。法的な保護施設の入所者数が減少している傾向は、北海道だけではなく全国的な傾向です。

北海道が平成23年3月に作成したハンドブックの22ページ目「当センターに対する一保護依頼時の確認事項」を資料の5ページに添付していますのでご覧ください。平日の昼間は、主に市DVセンターや福祉事務所などが、また、土・日、夜間は警察がこれらの項目を確認いたします。被害者がけがをされていたり、心身の状態が不安定であったりと、個々のケースはまちまちですが、基本的にはこういった事項を確認した上で入所の流れになっています。しかし、被害者の安全確保を最優先に対応するのが大原則ですので、時々判断で臨機に対応しています。

3ページに戻ります。年代別人員の表をご覧ください。入所者の年代は30代、20代、40代の順に多く、この3世代で全体の8割を占めております。

平均の入所日数ですが、当センターの場合は、短期間の5日以内、3日から10日というケースが多いです。シェルターの場合は長期の方が多くなっています。

最近では、入所されてもすぐに退所される方がいまして、特に若年の方に多い傾向が見られます。児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待のケースでは、本人や親族の意に反してやむを得ない措置としての入所の場合もありますが、DV被害者の一時保護は、あくまでもご本人の意思による任意の入所となっています。これは加害者との離別の意思、戻らないことを前提で入所していただきます。その意向に沿って、私どもが処遇方針を定めて、必要に応じて各種福祉サービスなどを活用し、福祉サービスの社会的資源や権限を有する市町村をはじめ、民間団体、安全確保のため警察とも連携を図りながら被害者の支援を行っています。

次に、3「その他」です。

(1) 「入所経路」ですが、当センターの場合は、夜間、土日・休日の入所は半数を超えています。こちらはほとんどが警察からです。次に多いのが市の婦人相談員からです。その他は、婦人相談員が設置されていない市町村や福祉事務所、DVの窓口となります。また、民間シェルターの場合も、警察や婦人相談員さんからが多いという状況になっています。

(2) 「退所理由」ですが、当センターの場合は、アパート等を借りて自立するケースが124人中38人で3割です。その他、自宅に戻られる方が2割いますし、実家等に帰郷される方が2割です。これで全体の大体7割になりますが、残りの3割の方は他の福祉施設へ、例えば、障がいをお持ちの方であればグループホームや救護施設等に入所されるケースもあります。これが約1割です。あとは、病院に入院されるとか、母子生活支援施設に入所されるケースもあります。また、友人・知人宅や住込み就労などとなっています。民間シェルターの場合は、居住地設定が6割で、帰宅・帰郷はセンターに比べると少ない傾向にあると思います。

雑ぱくですが、私からの説明は以上です。

○山崎部会長 ただいま説明がありましたが、何か質問等はございますか。女性相談援助センターの話を詳しく聞く機会はなかなかないと思いますので、この機会にお聞きいただければと思います。

○竹内委員 退所の理由で他の民間シェルターが12人となっていますが、民間シェルターを経由し、場所を変えるということなのですか。

○美藤所長 そういうことです。例えば、安全確保ができないとか、加害者が探っていると、本人の希望とか、状況に応じて行われています。

○山崎部会長 受け入れた民間シェルターがアパートを探しなどお手伝いして、最終的には自立という

ことになっています。

○竹内委員 こういったケースは、長期になるのでしょうか。

○美藤所長 入所者は、収入がない、手持ちのお金がない、頼る人がいないなど複合的にさまざまな困難を抱えています。例えば、収入がないならば、生活保護を申請しますが、決定までに2週間ほどかかります。そして、居宅を探し、審査を受け、大家の了解を得なければなりません。さらに、生活に必要な物を揃えなければいけない場合であれば、もう1か月近くかかることがあります。

○竹内委員 そういうケースで、例えば、Aさんは、どこかで元気でちゃんとやっているのかといった接触というのはどうしているのですか。

○美藤所長 その先は、退所のときに市町村の窓口で当センター職員が同行したりして、何かあればここに相談するようにと紹介し、つないでいきます。その後は、市町村に生活をサポートしていただく、あるいは、民間の事業所、民間シェルターなどに相談して、サポートに関する情報を受けながら、生活してくださいというところまでの対応になります。

当センターには資源も権限もなく、それらは市町村が持っていますので、そちらを活用するということになります。DV被害者の支援は、いろいろな制度を活用しながら進めていかなければならず、そのあたりができる所に相談してくださいと申し上げています。

しかし、退所後でも、電話や来所で相談される方もいますから、相談を聞いて、サポートしていく形になります。やはり、ある程度見守りする方は多いです。

○竹内委員 要は、いつでもチャンネルは空いており、何かあったら、ここに電話してくださいみたいということですね。

○美藤所長 ここに相談をなさйтеということですね。市町村では、健康相談であれば保健師がいますし、生活保護であればケースワーカーがいますので、そういうところを使ってくださいと助言しています。また、アフターケアが必要であれば、いつでも連絡をくださいと申し上げていますので、連絡をくださる方もいますし、今、元気でやっていますと連絡してくださる方もいます。

○竹内委員 分かりました。

○小牧主査 退所先が民間シェルターというのは、イレギュラーなケースではあります。基本的には、このまま同じ場所にとどまると危険というようなケースのときです。

それから、ケース・バイ・ケースですが、当センターは共同生活なので、ここの生活がどうしてもできないが、民間シェルターの方は、共有空間が少ないので、ご本人がそちらの方であれば、生活できるというケースでは、民間シェルターにということはあります。行き先がないから民間シェルターという形ではないです。

当センターから民間シェルターに移動するケースの場合は、引き継ぎ先の民間シェルターでも、所長が申し上げたようなケアを行っていただいているという状況です。

○竹内委員 分かりました。

○山崎部会長 他にございますか。

○酒井委員 アパートを借りるときは、住民票を移さないケースが多いと思いますが、部屋をなかなか貸してくれないなど苦労しませんか。

○美藤所長 不動産さんに仲介をお願いして探しますが、保証がついているとか、緊急連絡先がある

とか、生活保護の受給が決定しているとかであれば、住民票を用意していなくても、ほとんどは借りられます。

○酒井委員 分かりました。

○美藤所長 必要があれば、当センターに入所していた証明書をお渡しして対応するというケースもあります。

○山崎部会長 ただ、不動産屋から情報が漏れるケースがとても多いです。不動産屋というのは、担当者にこの人はDVなので、慎重にお願いしますと話していても、その担当者が誰かに仕事を依頼したときに、その担当者ではない人がやってしまうと、夫のもとにその保証人などの関係書類を送ってしまったらして、再び引っ越しをしたというケースがあります。従って、民間シェルターとしては、不動産屋にお願いして、担当者1人だけにより対応していただいています。

○酒井委員 私の悩みというか、相談なのですが、DVということによって部屋を探してもらったときに断られたことがありました。ですから、今度はDV案件ということと言わない方がいいのか、言った方がいいのか悩むときがあります。大家から、警察沙汰になったり、面倒だからと断りされることあるのですが、女性相談援助センターで扱っている不動産屋は、そういう理解がある大家のルートを持っているのでしょうか。

○山崎部会長 ルートはあるのです。

○酒井委員 それでは、教えていただきたいと思います。

○山崎部会長 紹介しますので、ぜひ言っていただきたいと思います。他にございますか。

私から1点ですが、帰宅される方がどうしてもおられると思いますが、夫のもとに戻ってしまうその理由の多くは何なのか、教えていただければと思います。

○美藤所長 ほとんどは、やはり短期間ですぐに出られる方です。

警察に行ったら、避難しなさいと言われたから、当センターに来たと本人は言いますが、余り納得しておらず、逡巡しています。入所の時点では、戻ることを前提としている方は、お受けできないと申し上げ、そういう場合はどこか別のところ、例えば、警察の公費負担で泊まってくださいと言っています。

離婚する決意をしたということで来られるのですが、やはり、まだ迷いがあるとか、将来に対する不安があるので戻る方もいます。自分で決断できないとか、十分に話し合ってきていないので、もう1回話し合いたいという方もいます。間に親御さんを入れてもう一回話し合いたいとか、少し落ちつかれると選択肢が出てきて、気持ちも変わるという方もいます。

また、当センターでは安全確保のために行動制限をしていますので、外に出られない、通学・通勤はできない、GPSが入っていますから通信機器も持てません。規則正しい生活をするために日課も決められています。そういう生活になじめない、要は、スマホやSNS等につながっている生活以外の生活には耐えられないと言う方もいます。直接な理由ではないと思いますが、そういう生活が3週間から1か月と続くことになると説明すると、もうここにはいられませんと言って、帰る方もいます。答えになっているか分かりませんが、そのような理由になります。

○山崎部会長 民間シェルターも同じです。警察からつながってくる方というのは、警察は必ず安全確保が最優先なので、とにかく民間シェルターに一時保護ということで連れて来られることがあります。

ます。ご本人の意思確認をしないで連れて来るので、本人の意思がまだ固まっておらず、帰られるという方がいます。やはりきちんと考えて、自分の意思で逃げるといことも必要かと思ひます。

また、最近の内閣府の調査では、4人に1人だった被害者が、今年の記事では3人に1人になっていて、被害のケースが増えています。それにもかかわらず、一時保護については件数が減っているという数字が出ています。なぜ被害が増えているのに、一時保護件数が減っているのかというのひは、今の一時保護のやり方がニーズに合っていない部分があるのではないのかということも考えられます。その辺も基本計画の中で検証することが必要になってきているのかと思ひています。

○酒井委員 私のお客さんの中には、スマホ依存症みたいな人が多くて、それを奪われるのがすごく苦痛だという方がいます。感覚的に信じられないのですが、そういう方が結構います。

民間シェルターでも、やはりスマホは取り上げるのですか。

○山崎部会長 絶対に取り上げます。今はGPSなども付いていますし、写真を撮ってしまったらそこに位置情報も出ますので、民間シェルターに来る前に必ず電源を切り、GPSを作動しないようにしてもらっています。

また、夫名義の携帯を持っている方には、電話を広げるときには、道警のそばや区役所など別の所に行って番号を調べてもらっています。危険ですのでそこまでやっています。スマホに依存しているのはわかりますが、民間シェルターの場所が分かると私たちはもうアウトなので、こればかりは議れません。

他にございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、審議事項に移りたいと思ひます。

議題は、第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画(仮称)の検討についてです。まず、第4次基本計画に関する改定の考え方や皆さんにこれから議論いただく計画のたたき台の概略について、事務局から説明をお願いします。

○津島主幹 それでは、お手元の資料3と資料4をご覧ください。

まず、資料3ですが、今回の計画の改定については、今年度で第3次基本計画が終了するというこひで、計画を改定するというこひになります。

これまでの計画の策定状況については、平成18年に計画を策定したときは、平成13年施行の法が平成16年に改正されて、都道府県に計画の策定義務ができました。そして、国にも基本方針の策定義務ができて、その基本方針に沿って道は基本計画を策定しました。

また、第2次計画では、法改正がありまして、基本方針も改定されています。そして、第3次計画のときも同様に法改正があり、基本方針が改定されたということがあって、それに合わせて、道の計画を改定してきています。

今回の計画改定に関しては、法改正や国の基本方針の変更もありませんので、前回の計画から5年経過し、時代遅れになっていないか見直すという観点での計画改定になります。

計画改定に当たっての考え方ですが、(1)と(2)は当然として、(3)においては、前回の

計画改定以降の社会情勢の変化、それから、今年度の道の道民意識調査の中で、DVについての意識調査も行うことになっていきますので、その辺も計画に反映させていきたいと思っています。計画自体、一般の方にも読みやすいような内容になるようにしたいという考えで、そのたたき台を作っています。

資料4を見ていただきたいと思います。

左側に第3次計画、右側には第4次計画たたき台を記載していますが、大きな法改正などはないので、基本的には第3次と変わりません。ただ、見やすい内容にするということで、見出しのつけ方を変えています。

また、第3次計画では、総論ということで、基本的な考え方と配偶者からの暴力被害の現状という2本の項目を記載していますが、第4次計画ではここもなるべく見やすいように、総論の基本的な考え方と、第3次計画の一番下にある基本計画の施策体系図とをまとめて、第4次計画では施策の概要という形でまとめています

それから、右側の第2「配偶者からの暴力被害の現状」の2「相談等の状況」ですが、今までは、全国の状況と北海道の状況を書いていたのですが、全国と北海道の比較というものを新たに書き込んでいます。

最後に、第4次計画、右側の一番下を見ていただきたいのですが、新たに、Ⅱ「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」という見出しをつけています。資料3の一番下の3「第3次計画からの主な変更点」の(3)を見てください。この配偶者暴力基本計画は、「第3次北海道男女平等参画基本計画」の目標Ⅲの基本方向1「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に係る施策の方向」を示す計画であることとしていまして、この基本方向1の部分から、DV部門を除いたものを要約するような形で第4次のたたき台の方に書き込んでいます。

概略としては、以上でございます。

○山崎部会長 ただいま、第4次基本計画に関する改定の考え方とか、計画のたたき台の概略についての説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、いよいよ内容について資料5に基づき、事務局から説明をお願いします。

量が結構ありますので、小分けして、まず、1ページから10ページまで、第1「計画の趣旨」から第2「配偶者からの暴力被害の現状」まで説明をお願いします。

○事務局 第4次計画の基本計画(案)に係る新旧対照表については、左側には、現行の第3次計画を、右側には、皆様にご審議いただく第4次計画のたたき台を書いています。なお、資料6は、このたたき台と同じ内容であることを申し添えます。

まず、第1「計画の趣旨」についてです。

1「計画策定の趣旨」についてです。道民一人ひとりが配偶者暴力は重大な人権侵害であることについて認識を深めることが大切であると唱えて、第3次計画を策定後の社会情勢の変化などを踏まえ施策を反映させて推進することとしています。

2「計画の位置づけ」です。計画は、施策の実施に関する基本的な考え方、施策の方向と総合的な体系を定めるものとしています。第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に係る具体的な施策の方向を示すものと位置づけています。

3「計画の期間」は、平成31年度から概ね5年間としています。社会状況の変化とか、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しをしております。

2ページをご覧ください。第2「配偶者からの暴力被害の現状」です。

1「被害の状況」は、内閣府の男女間における暴力に関する調査に基づき記載しています。

まず、図1です。平成29年度の調査では、暴力被害を受けたことがある人が26.2%となっていて、4人に1人が暴力を受けた経験を有しています。

それから、図1-2ですが、男女ともに身体的暴力とその他の被害の重複を合わせた暴力を受けている人の割合が高くなっています。

次に、3ページの図2です。過去1年以内に被害に遭ったことがあり、配偶者がいると答えた人ですが、女性の10人に1人が何らかの被害を受けているという回答結果になっています。

図3は、交際相手からの被害経験の状況でして、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人が暴力を受けているということです。特に20歳代の女性では、36%の方が被害を受けている結果を示しています。

4ページをご覧ください。2「相談等の状況」です。

(1)「全国の状況」についてです。この資料の中で、平成29年度など一部が空欄になっている箇所がありますが、これは、まだ国の統計が発表されていないなどの事情があり、空欄にしています。この点をご容赦願います。

まず、図4です。全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数ですが、平成28年度は10万6,367件となっています。5年前の平成23年度に比べると1万7,268件、約20%増加しています。

次に、図5の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数ですが、年々増加しています。平成28年度は6万9,908件で、5年前の平成23年度と比べると約2倍に増えています。

次に、図6の一時保護です。全国の婦人相談所が行った一時保護人数は、減少の傾向にありますが、依然として4,000人近くの方が一時保護されている状況です。

次に、5ページの図7です。全国の保護命令件数は、平成17年度以降、毎年2,000件を超えています。これが平成29年度には前年より2割程度が減少して1,826件となっています。

次に、表1の全国の刑法犯などの検挙件数ですが、平成26年以降急増しています。保護命令の検挙件数が下に書かれていますが、これについては、平成25年度以降、概ね100件前後で推移しています。

続いて、(2)「北海道の状況」について5ページから6ページに書かれています。

まず、6ページの図8です。道内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、平成24年度までは右肩上がりの増加傾向で推移してきましたが、近年は横ばいで推移しています。平成28年度は2,626件となっています。

それから、6ページの図9から7ページの図13までですが、これは、配偶者暴力相談支援セン

ター以外の相談窓口として、北海道警察や民間シェルター、法務局、婦人相談員が設置されている市の相談件数として、この中では、北海道警察の相談件数が平成24年以降、大幅に増加しています。その他の窓口についてはだいたい横ばいの件数で推移している状況です。

続きまして、8ページです。図14は、女性相談援助センターと民間シェルターなどの委託施設における一時保護の人数ですが、平成27年度以降は減少傾向にあります。平成29年度については、法施行以来、最少の219人という状況になっています。

続きまして、9ページです。図15の保護命令についてですが、命令件数については、前年より2割程度減少していて、平成17年以降、最少の96件になっています。

続いて、10ページ、表7の配偶者からの暴力等事案の刑法犯等検挙件数です。これは、全国と同様に急増していて、平成29年の保護命令違反に基づく検挙件数は4件となっています。

最後に、(3)「全国との比較」です。配偶者暴力相談支援センターの相談件数、一時保護件数、保護命令件数について、女性の人口1万人当たりの割合を過去5年の状況と比較しています。相談件数については、全国の概ね6割程度ですが、一時保護件数については、全国の約1.5倍となっています。保護命令件数については、全国と同じで大きな差は見られません。

10ページまでについての説明は、以上です。

○山崎部会長 それでは、このたたき台に基づいて検討に入っていきたいと思います。

ただいま、第1「計画の趣旨」から第2「配偶者からの暴力被害の現状」まで説明いただきましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

○酒井委員 婦人相談所の窓口は、結婚されている方の妻のみという要件になっているのですか。

○美藤所長 そういふようなことはございません。

○酒井委員 細かいことですが、他のところでは「配偶者等」となっているのですが、一時保護のころの婦人相談所における保護人数については「夫」となっているので、何か特別な意味があるのかと思い、質問をしました。特別な意味がなければ、できるだけ統一した方がいいかと思います。

○津島主幹 特別な意味はありません。他にもこのような部分があると思いますので、全体を見直しをして、統一すべきところは統一するようにします。

○山崎部会長 文言を統一するということですか。

○津島主幹 特別に何か意味はがあって使い分けているところがあれば、そのままにしますが、改めてもう一度見直すようにします。

○山崎部会長 分かりました。私からお聞きします。

10ページの(3)「全国との比較」のところですが、北海道の人口1万人当たりの一時保護件数等について、全国の1.5倍になっています。これは、全国と比べると北海道の支援が手厚いということの現れではないかと思うのですが、全国と比べて北海道はどうして1.5倍なのかと思いました。

それから、被害件数や相談件数は、警察などですごく増えているのに、一時保護件数が減っているのはどうしてなのかという調査をしていただけると、今後の施策をどうしたらいいのか分かってくると思います。なぜ北海道が1.5倍なのかということが分かると、北海道以外でも一つの大きな指針になるのかと思います。基本計画の中にそういうことは入らないのでしょうか。

○津島主幹 分析できればしたいとは思っているのですが、分析する材料がありません。個人的には想像しているのですが、想像なので書き込めないでいます。

相談件数が少ないことと一時保護件数が多いことは関係があると考えています。この相談件数は国の統計であるため、配偶者暴力相談支援センターの相談件数だけしか出てこないで、あくまでもその件数で比較しています。

ただ、北海道の場合は、配偶者暴力相談支援センターの相談件数よりも民間シェルターの相談件数の方がかなり多いので、そこを足すと全国とほぼ同じになると思います。他都府県の民間シェルターの相談件数などのデータがないので、その辺の分析もできないところです。

それから、一時保護件数については、婦人相談所が一時保護をして、必要に応じて民間シェルター等に委託するので、ここには委託の分も入っています。ですから、北海道は、民間シェルターによる一時保護が他府県に比べて多いのではないのでしょうか。

○山崎部会長 他都府県の話を見ると、婦人相談所は民間シェルターに委託をしないという話を聞いています。直接入ってきてしまった人に関しては、委託費を出さなくて、自分たちで自腹を切って保護をなささいと言われていていると聞いています。

○津島主幹 その場合は、内閣府の統計の一時保護件数には入っていないのだと思います。あくまでも、入るのは、婦人相談所が直接一時保護をしたとか、あとは、委託で一時保護をしたときしかカウントされないで、そういうところも影響しているのだと思います。比較できる根拠になる数字がないのですが、多分、民間シェルターの関係だと思います。

○山崎部会長 委託の関係ですかね。

○津島主幹 道内の民間シェルターが活発に活動されているお陰だと思います。これは想像なので書き込めないところです。

○山崎部会長 そうですね。それから、調査の方法として、どんなに危なくても民間シェルターに入りたくないということで、他の方法を探して何とか自立するとか、戻ってしまうとか、そういう人のデータをとるのはやはり難しいのですか。やはり難しいですよ。

○津島主幹 難しいと思います。

○山崎部会長 誰にどうやって聞いたらいかがが分からないですからね。でもその辺を聞きたいです。この数字はどうしてなのかということ、もし分析できるのであればしていただくということをお願いしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、次に進みたいと思います。説明をお願いします。

○事務局 残りのページを全部説明いたします。

まず、第3「施策の概要」についてです。

1「基本的な考え方」です。11ページの内容をまとめますと、配偶者暴力をはじめとした男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指して、配偶者暴力が、児童虐待に当たり子どもたち

の育成に深刻な影響を与えることも含めて、被害者の立場に立った被害者保護や自立支援など、切れ目のない支援を関係機関や団体が連携し、一体的な対応を行うことが求められています。

12ページをご覧ください。そういう認識のもとに、12ページに掲げる1から7までの基本的な考え方に沿って、施策体系に基づき推進することとしています。

この中の施策体系の大きな柱の一つは、I「配偶者からの暴力の根絶」であり、目標1から7まで掲げています。もう一つの柱は、今回の第4次計画に新たに立てたII「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」という構成になっています。

これらについて、13ページ以降、第4「基本的な方向と具体的な取組」について説明します。まず、I「配偶者からの暴力の根絶」についてです。

計画の構成の見直しに伴い、見出しを変更しています。備考欄に記載のとおり、新たに、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶の項目を設けたことに伴い、配偶者からの暴力の根絶という見出しを新たに追加したということです。

1「配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進」には、男性や性的マイノリティーの方の被害もあることから、加害者を含め男女を問わず、全ての人の心に届く啓発に取り組むことを明記しています。

それから、平成30年度の道民意識調査結果の記述については、前回の例に倣って反映させる予定です。この平成30年度道民意識調査についてお手元の追加資料で説明します。

道が1,500名を対象に、3「調査テーマ」で掲げる(1)から(7)について実施します。この中に(5)「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶について」を盛り込んで、この調査結果を今回の計画の中に反映させることにしています。設問についてはご覧の内容になっています。

資料5に戻ります。13ページの真ん中辺に児童虐待防止法との関係を書いています。第3次計画では「子ども」という表現になっていますが、第4次計画では法に基づく文言にすることとし、「児童」という言葉で整理しています。

それから、第3次計画の(1)「配偶者からの暴力の防止に向けた啓発の推進」の施策の方向の中には、i「男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発」が書かれていますが、31ページに大きな柱を立てて、移行するため、削除しています。

14ページをご覧ください。取組欄に入れる取組事項の記載については、現計画に掲げている計画と同様のものを体言止めの形にしています。これで幾分見やすくなったのではないかと思います。以下の取組欄についても同じような形で整理しています。

一番下のii「若年層への効果的な啓発の推進」です。現計画には、「STOP DV」特設サイトに掲載するチェックリストについて書いていますが、これについては、作成済みの啓発用の小冊子に掲載していることから、ご覧のような表現に変えています。

次に、15ページの目標2「被害者の発見や相談体制の充実」です。

まず、(1)「通報による早期発見」については、現計画では、医療関係者との連携が書かれていますが、これについては、第4次計画の(2)「医療関係者等からの通報」という見出しの中で整理することとして、削除しています。

それから、(2)「医療関係者等からの通報」については、現計画と並べて、最後のところで、

被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員を加えています。

それから、16ページの2「通報等への適切な対応」のところでは、(1)「配偶者暴力相談支援センター」の施策の方向の中のi「被害者の安全の確保」については、現行計画では、安全確保を第一に警察官やその他の関係機関となっていますが、第4次計画では、警察官の次に「市町村」と具体的な名称を入れて、市町村など関係機関と連携を図りと書いて、文言を整理しています。

次に、17ページの3「相談体制の充実」については、北海道被害者相談室、性暴力被害者支援センター（さくらこ）も相談機関になっていることから、明記しています。

次に、18ページです。下段の取組欄については、道立女性相談援助センターと配偶者暴力相談支援センターを柱立てして説明をしています。女性相談センターの相談時間が平成27年10月に拡充済みなので、「相談体制の一層の充実」という文言に改めました。

次に、19ページの(2)「警察」です。警察の取組については、(1)「配偶者暴力相談支援センター」との体裁を整えるため、この中に説明書きを加えています。

それから、道警の取組については、道警に照会し修正がなされています。まず、現計画では、「必要な捜査」という文言になっていますが、今回は、「厳正かつ積極的な捜査、指導警告、被害者などの安全な場所への避難や周辺の警戒等の保護措置」と明記しています。それから、現計画では、「被害の届出を働きかけ」という文言が書かれているのですが、これを改めて、「事案の兆候をいち早く把握するとともに、被害の未然防止、拡大防止を図るための関係機関との連携」と整理されています。

続きまして、20ページの(4)「その他の関係機関との連携」ですが、これも、(3)「市町村との連携」などの文言と同じように、体裁を整えるために項目を記述しています。この中には、運営基盤が脆弱、不安定である民間シェルターの運営基盤の強化が課題となっていることを明記しています。

また、その取組も整理し、民間シェルターとの連携や支援、民間シェルターへの補助制度などの創設にかかわる国への要請を書いています。下段には、北海道被害者相談室及び性暴力被害者相談支援センター（さくらこ）との連携を新たに設けています。

続いて21ページ、目標3「安全な保護のための体制の整備・充実」です。

まず、1「保護体制の充実」については、平成27年度から救護施設を1か所、一時保護の委託先に追加していますので、文言を整理しています。それから、男性の被害者についても平成27年度から男性の一時保護委託を開始しているため、修正を加えています。

それから、(1)「道立女性相談援助センター」の施策の方向については、ii「関係機関との緊密な連携」のところにも、また書きで「高齢・障がい者など複合的な問題を抱える被害者の支援について、関係機関との連携、強化を進めます」と加筆しています。

取組みについてです。22ページをご覧ください。現行計画には「道立女性相談援助センターのバリアフリー化の充実について検討」と書かれていますが、これを障がいのない方への利用にも配慮するというような観点で、「入所者が安全・安心に生活できる施設の維持・運営」と書いています。

同じく(2)「一時保護を委託する施設」については、一時保護委託する救護施設が1か所増え

ていますので、追加しています。また、一時保護委託の実態を踏まえて、民間シェルターが重要な役割を果たしていることを明記しています。

2「保護命令制度の利用」については、現計画では件数が書かれていますが、第4次計画の第2「配偶者からの暴力被害の現状」のところに記載しているので、整理して削除しました。

それから、23ページに移りまして、目標4「被害者の自立の支援」です。

1「自立支援」は、一時保護者の退所後の実態として、件数を直近の実績に合わせています。

それから、施策の方向について24ページをご覧ください。

iii「住宅の確保」については、備考欄のとおり平成29年度に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されて、そのことによって運用が開始されたセーフティネット住宅情報提供システムを明記しています。

それから、取組には、平成30年度から道民生活課が北海道居住支援協議会の構成員となったことから、住宅確保要配慮者や民間住宅に関する情報の共有を新たに盛り込みました。

次に、25ページですが、ここは変わる要素がないので、そのままになります。

次に、26ページの一番下のix「その他」の取組については、保健福祉部に照会した結果、文言が若干修正されたので、整理を加えています。まず、生活福祉資金と母子父子寡婦福祉資金貸付金がそれぞれに実施主体が異なるので、それぞれを記載しています。それから、現計画では「多様な情報提供」と書かれていますが、実態に即して「貸付けや相談対応等の実施や支援」という表現に改めています。

次に、28ページの目標6「職務関係者の研修、人材の育成の充実」です。

29ページの1「加害者更生に関する調査研究等の促進」については、備考欄に書かれており、加害者に対する啓発の必要性を追記しています。また、国の調査研究の状況を最新の情報に整理しています。

施策の方向については、加害者更生の研究促進に係る国への要請とか、情報収集、普及啓発と柱立てして文言整理をしています。

最後の31ページ、新たに柱立てしたII「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」です。

これについては、備考欄に書かれており本計画が、配偶者暴力防止法に基づく法定計画であるとともに、第3次男女平等参画基本計画にも定めている男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の方向性を示すものであることから、DV以外の暴力に関しての取組を追記しました。

追加資料「第3次北海道男女平等参画基本計画（抜粋）」の男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶のところを見ていただきたいと思います。

ここに書かれているものを第4次計画にそのまま記載してはけません。DV事項を削除し、施策の方向に3つ柱立てして整理した内容になっています。部会では、この辺のところをこのたたき台のとおりでいいのか、それとも、そのまま載せるような形の方がいいのかということも議論いただきたいと思います。

雑ぱくですが、資料についての説明は以上です。

○山崎部会長 今回の説明は11ページからになりますが、何かご意見やご質問はありますか。

○酒井委員 先ほどと同じ趣旨なのですが、本文においても配偶者間なのか、女性に限るのか、それから、一部、パートナーというのは、多分、性的マイノリティーの方に配慮している表現だと思うのですが、そういったものも含むのでしょうか。

また、言葉の使い方として、親しい男女間というのは内縁関係みたいなものを想定していて、パートナーとはLGBTの方を想定していると思うのですが、基本的にそういったものを全部ひっくるめたものだと理解していいのであれば、全部統一したほうがいいと思います。

また、特に女性にというのであれば、そこは女性と明記したほうがいいと思います。それから、31ページですが、最後のところでほんと女性になっていますが、ここは、特に女性という趣旨でなければ統一したほうがいいかと思えます。

それから、19ページの警察の取組のところですが、何となく後退しているようなイメージを受けました。第3次計画では突っ込んで書いているのですが、第4次計画では遠慮しているような感覚を受けました。備考欄を見ると、例えば、その内容については明記するとか、被害届の働きかけなど具体的なことを書いているのですが、第4次計画の方はかなり抽象的になっていて、第3次計画よりも遠慮しているようなイメージを受けました。これは感想です。

○津島主幹 警察の取組に限らず、第3次計画では、施策の方向の取組については、文章が長く、施策の取組の前の部分と記載内容が重複しています。取組を分かりやすくするため、現行計画(冊子)の最後のところにある、基本計画の施策体系図に記載されてる体言止めのスタイルとしたため、表現が変わっています。

しかし、警察の取組としては、現行の計画よりも積極的に記載していると考えています。多分、第3次計画の本文では、援助の内容について、a、b、c、dとたててかなり細かく書かれています、第3次計画の施策体系図では、a、b、c、dのところをまとめて必要な援助と、表現しているため、そのように感じられたと思います。そういう意見があったということを道警にお伝えして、書きぶりについては、後退したように見えないように書けるようであれば検討したいと思います。

中身としては、実際の被害の状況のところにありますように、道警の相談件数や検挙件数が平成25年度以降、急激に増えており、道警では、今まで事件化しないような案件もかなり積極的に事件化されています。そういう取組もしていますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

○山崎部会長 そうしましたら、この取組の書き方については、ここまでやるのだということが読んだ人に分かるように、具体的なことをもう少し書いていただけたらと思います。

○津島主幹 余り簡潔にし過ぎないで、もう少し盛り込むということですね。

○山崎部会長 はい。これは、簡潔にし過ぎたのかもしれませんが。

○酒井委員 例えば、被害届提出の意思がないにもかかわらず、被害届を出すように働きかけるということが、よくないからやめますという趣旨なのかということです。例えば、住所、居所を知られないような方法を教示すると具体的に書いていたものを、安全な場所への避難ということで、抽象的にそちらに入れ込んで、例えば、変わっていないんですとか、非常に具体的にかなり突っ込んだことを書いているのが、抽象的になったのだと思いました。意見ではなくて、感想としてそう感じたということだけです。特に文句を言っているわけではありません。

○山崎部会長 その他にも配偶者、パートナー、それから、親しい関係、あるいは女性など統一でき

るところは統一していただきたいと思います。

○津島主幹 統一できるところは、統一して分かりやすくしたいと思います。

○酒井委員 私は、今回出席に当たって、弁護士会から性的マイノリティーについて何とか盛り込むように意見をしてくださいと言われていますが、それを代弁している部分があります。

○広瀬会長 今回の点については、言葉の問題ですが、結局、国の法律が、最初は配偶者だけを対象にしている、その後、法改正によって適用対象を広げましたね。それでも、法律の名称そのものには「配偶者からの」となっているので、これが、まず根本的におかしいところだと思います。

「配偶者」というと、法的な婚姻関係にある人というところにまず行ってしまうわけです。でも、その適用範囲をどんどん広げて、生活の本拠をともにする交際相手ということになって、さらに、LGBTの方々も加わってということになってきています。

私は、パートナーという言い方が一番いいと思うのです。そうすれば、男女別を問うこともなく、男性と男性と一緒に生活してもパートナーであるわけですから、そこを何とかできないのかと思ってしまうのです。

○山崎部会長 いかがでしょうか。

○広瀬会長 なかなか難しいと思いますが。

○山崎部会長 地方の施策としてはできないことはないのではないかと私は思います。

○酒井委員 医療関係者のところでは、医師、何とか、何とかと書いてありまして、「以下、医療関係者」という言葉の定義が一つありまして、それ以降はその言葉を使っています。

例えば、それと同じように、最初のほうに「配偶者等」というものを定義してしまっただけで、あとは全部「配偶者等」で統一するのということ、やはり女性を特に保護するという部分もあると思います。例えば、女性相談援助センターなどは、多分、女性ではないと相談できないところですから、そういうところは特に書き分けるとか、区別されたいのかと思います。

○事務局 先日、私が内閣府に電話照会し、マイノリティーの方もDVの対象になるのですかと聞いたところ、「なります」という回答でした。その根拠については、DV法の中にそれを否定する文言が書かれていないので、できるだけ救っていきましょうという考えのようです。また、自治体でも、マイノリティーの方々を支援する取組を行われるようになってきており、そういう取組の普及を妨げたくないという意思を感じました。ただ、法律を変える気はないようです。

○山崎部会長 法律を変える気はなくても、基本計画の中ではできますね。それでは、基本計画の中で、そのパートナーという言葉を使うようになれば画期的だと思いますし、それを実現していただけたらすごいと思います。

○津島主幹 「配偶者」と使っていたり、「配偶者等」としたり、いろいろと使い分けをしていますので、その辺は整理したいと思います。

言葉の定義ですが、法律でいう配偶者とは、配偶者と内縁の方も含めて配偶者としています。しかし、法律の中では、内縁という言葉使っていません。また、同棲の場合は、交際相手という言葉だったりしています。これは、一般の方に分かりにくい表現になっている部分もあるので、整理したいと思います。

○津島女性支援室主幹 ぜひご検討ください。他にございますでしょうか。

○竹内委員 先日いただいた資料6に基づき質問いたします。16ページです。2「若年層に対する予防啓発の推進」に、文言的によく理解できないところがありました。下のところに「また、学校では、人権教育の中でこの問題を取り上げるとともに」と言っていて、最後に、「教員や学校関係者に対する理解の促進を図ります」ということですが、この「理解の促進を図る」という言葉が、これは何なのかという感じがします。

それから、20ページの(1)「配偶者暴力相談支援センター」の説明ですが、中段に「また、中核施設である道立女性相談援助センターでは」とありますが、この「中核施設」という意味がよく分かりません。中核とは、道の中核なのか、北海道全体の中核と言っているのでしょうか。

○津島主幹 道の配偶者暴力相談支援センターの中核です。配偶者暴力相談支援センターは、道だけではなくて、札幌、旭川市、函館市を入れて、全部で20あります。

○竹内委員 それが中核なのですか。言葉のあやですか。

○事務局 DV防止法で求められている相談対応、一時保護、心理的なケアなど全部の機能を持っているのが婦人相談所である道立女性相談援助センターという意味合いです。

○竹内委員 それから、31ページです。目標6「職務関係者の研修、人材育成の充実」のところですが、上から3行目です。「被害者は配偶者からの暴力により心身ともに傷ついていることに十分配慮するとともに」ですが、「被害者は」というのは、主語は相談対応者のことではないのですか。

○津島主幹 主語が相談対応者だと「被害者が」との文言になりますね。

○竹内委員 「理解不足により」の下ですが、「被害者に対して」という言葉が続くのですが、「被害者に2次被害が生じないように」とあります。これは、相談対応者が被害者に対して不適切な対応をすることで、再度、被害者が2次的被害を被るということなのですか。

○津島主幹 そういうことです。

○竹内委員 それから、要望になります。その下の「人材育成に向けた取組」のところですが、

相談を受ける側の方で、心理的に非常に参っている人が結構います。そういう人に対するためのカウンセラーなどの資格のようなものが必要かと思えます。それについて、道などから研修に対する補助など財源的な措置ができたらいいと思えます。相談員は、長くその部署で業務を続けていきます。そうなったときに、臨床心理士といったカウンセラーという資格を持つための研修などに参加に係る経費に助成金みたいな財源的な措置があればと思えます。そういう人材が不足しているので、人材育成のため、何かをしているということを書けないのでしょうか。これは提案です。

○事務局 臨床心理士といった高度な技術を持つための研修に補助をしてくださいということだと思います。婦人相談員などに対する研修については国費で補助がつきますが、そういう高度な研修まで対象となるかどうかは調べてみないと分かりません。多分、書かれていないと思えますが。

○広瀬会長 今のご意見は、私も大事だと思います。被害者の相談に応じている方は、毎日聞いていると、相当なストレスをため込んで、おかしくなることはあり得ることだと思います。そうすると、その方たちの心身の健康状態をケアする手だてが必要です。臨床心理士は、国家資格になっており難しいと思えますが、臨床心理士さんがそういう人たちへ研修を行うといったことぐらいはできるかもしれないと思えます。つまり、人の悩みを聞くというのはすごく負担になるのですが、それをかいくぐっているのが臨床心理士ですので、そういうちょっとした手だてはあってもいいかと思

ます。そういう知識を持たない、専門家でもない人が、部署に配置されて、相談を受け続けるのは確かに大変なことだと私も思います。

○山崎部会長 相談員というのは、今の措置で本当によかったのだろうかとか、こんなことを言ってしまったが、命は大丈夫だろうかとすごく苦しみ、悩んで、夜も眠れないという話をよく聞きます。広瀬委員がおっしゃったように、そういう人たちが相談できるスーパーバイザーがいると全然違うと思います。だから、相談員の心身の健康が損なわれることがないよう、相談員の相談機関を設けていただけると、相談員もすごく楽になるし、そういう相談機関に臨床心理士などがいてくれると助かると思います。これはお金がかかることですが、ご検討をお願いします。

○津島女性支援室主幹 計画に盛り込む話は置いておくとして、道では、職務関係者を対象としたセミナーを毎年行っています。今年も10月末ぐらいに1回目を行うこととし、開催日だけは決めています。講師の方などはこれから決めるのですが、臨床心理士などに講義をお願いするなどできることはやっていきたいと思っています。

○事務局 臨床心理士の資格を持った方を講師に招いた研修は、これまでなかったかもしれません。

○竹内委員 相談員が自分を守るといふか、自分でエスケープできる部分は意外になく、私が言ったことである人に重大な判断をさせたとか、間違えた回答をしたかもしれないと結構悩んでいるようです。そこで、何か道としてフォローできないのかという意見があるということです。

○廣畑室長 災害の関係でも、支援した人が逆に心理的な負担を負って病気になるので、そういう人へのトラウマケアがあります。道立精神保健福祉センターでは、相談者のためというよりも、災害あるいはトラウマを負った人のためのケアのマニュアルなどを作ったりしています。

また、保健所の保健師でもDVなどさまざまな相談を受けていますが、それで行き詰まったときは、道立精神保健福祉センターに相談するという形もあります。そういう保健福祉部門の力を借りて、例えばそちらの専門家を研修の講師として、あるいは相談することが可能な気がします。

○山崎部会長 他にありますか。

○広瀬会長 最後の加害者更生に関する調査研究等の推進については、ぜひ国に強く要請してほしいと思います。国は、まだ条件が整っていないと言って及び腰ですが、実は、欧米などでは加害者更生のプログラムはたくさん開発されています。ですから、国がきちんと人を派遣し、そういうものを研修で見に行けばいいのですが、なかなかそこまで進んでいないと思います。加害の繰り返しにより、暴力が減らないというのが実態ですので、計画にきっちり書き込んでいただいたので、私はうれしく思っています。

○山崎部会長 資料5の14ページの2「若年層に対する予防啓発の推進」について意見があります。確かにDVの出前講座はお金がかかりますが、例えば、法務局の地区の人権擁護委員にお願いすれば、お金がかからないでできるといった方法もあるので、ぜひ取組の中で出前講座を行うことを入れていただきたいと思います。各地区には人権擁護委員がいて、人権擁護委員は熱心にDV講座もやっているのです、お願いすれば、お金がないというところでもできると思います。出前講座に関しては、ぜひもう一回、再開していただきたいと思います。

それから、15ページの(2)「医療関係者等からの通報」で啓発・連携ということですが、医療対応マニュアルを随分前に作って、それが大好評だったのです。DVセンターや民間シェルター

には、医療機関からの通報が結構多いのですが、そのときに加害者対応などがそのマニュアルに入っていて、もう一回、医療機関に配付されたらよいと思います。また、せっかく「さくらこ」もできたので、そこに性暴力被害者に対する対応も含めて、医療対応マニュアルをぜひ検討していただきたいと強く要望します。

それから、16ページのi「被害者の安全確保」などがいろいろなところに書かれているのですが、市町村などの連携については、各民間シェルターがあるところの市町村は、関係機関連絡会議などをやったりしているのですが、全く関係機関会議から外れている市町村もあると聞きました。各振興局は、全て関係機関連絡会議に入っているのですか。

○津島主幹 各振興局に連絡会議があります。

○山崎部会長 その中で、やはり民間シェルターも含めて、全ての市町村と関係機関会議を持てるというのが理想かと思うので、それも、ぜひご検討をお願いしたいと思います。私からは以上です。他にございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、お時間になりましたので、今日はこの辺で終わりたいと思います。

他に何かありましたら、事務局に直接問い合わせをしていただいて、次回の部会で検討するというごことをお願いしたいと思います。

事務局から何か連絡事項等がありますか。

○津島主幹 本日は、貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

本日の意見を踏まえて、事務局で修正などをさせていただきたいと思います。

次回の専門部会を9月中に開催したいと思っています。部会では修正案をもとに審議会に報告する答申案などを取りまとめていただきたいと思いますと考えています。

次回の専門部会の日程については、改めて調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山崎部会長 ありがとうございました。

3 閉 会

○津島主幹 これをもちまして、平成30年度北海道男女平等参画審議会第1回専門部会を終了したいと思います。本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございました。

以 上